

## 市第58号議案 横浜市一般職職員の給与に関する条例等の一部改正

### <改正理由及び概要>

本年10月10日、本市人事委員会から、本市職員給与と民間給与との較差 634円 (0.16%) を埋めるため、給料表水準の引上げを行い、民間の支給割合との均衡を図るため、期末・勤勉手当について、0.05月の引上げを行う旨の勧告を受けました。

人事委員会勧告を尊重し、本市職員の給料表及び期末・勤勉手当の支給割合を改定するため、次のとおり提案します。

### 1 横浜市一般職職員の給与に関する条例の一部改正〔第1条〕

行政職員給料表等の5つの給料表について、公民較差を踏まえ、給料月額を引き上げます。  
(初任給は1,200円、若年層は1,000円程度、それ以外は300円を基本に引上げ)

### 2 横浜市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正〔第2条〕

特定任期付職員の給料表について、国に準じ、給料月額を引き上げます。

### 3 横浜市職員に対する期末手当及び勤勉手当に関する条例の一部改正

〔第3条、附則第4項及び第5項〕

期末・勤勉手当の年間の支給割合について、民間との均衡を図るため、勤勉手当を0.05月引き上げます。

また、現行の期末手当については6月期と12月期で支給割合が異なりますが、31年度から、6月期及び12月期を均等となるように配分します。

			期末手当		勤勉手当		合計
30年度	再任用以外	一般職員	6月期	1.25 (支給済)	0.90 (支給済)	4.50	
			12月期	1.40 (改定なし)	<b>0.95</b> (現行0.90)	(現行4.45)	
		管理職員	6月期	1.05 (支給済)	1.10 (支給済)	4.50	
			12月期	1.20 (改定なし)	<b>1.15</b> (現行1.10)	(現行4.45)	
	再任用	一般職員	6月期	0.65 (支給済)	0.45 (支給済)	2.40	
			12月期	0.80 (改定なし)	<b>0.50</b> (現行0.45)	(現行2.35)	
		管理職員	6月期	0.55 (支給済)	0.55 (支給済)	2.40	
			12月期	0.70 (改定なし)	<b>0.60</b> (現行0.55)	(現行2.35)	
特別職	6月期	2.15 (支給済)			4.50		
	12月期	<b>2.35</b> (現行2.30)			(現行4.45)		
31年度	再任用以外	一般職員	6月期	<b>1.325</b> (現行1.25)	<b>0.925</b> (現行0.90)	4.50	
			12月期	<b>1.325</b> (現行1.40)	<b>0.925</b> (現行0.90)		
		管理職員	6月期	<b>1.125</b> (現行1.05)	<b>1.125</b> (現行1.10)	4.50	
			12月期	<b>1.125</b> (現行1.20)	<b>1.125</b> (現行1.10)		
	再任用	一般職員	6月期	<b>0.725</b> (現行0.65)	<b>0.475</b> (現行0.45)	2.40	
			12月期	<b>0.725</b> (現行0.80)	<b>0.475</b> (現行0.45)		
		管理職員	6月期	<b>0.625</b> (現行0.55)	<b>0.575</b> (現行0.55)	2.40	
			12月期	<b>0.625</b> (現行0.70)	<b>0.575</b> (現行0.55)		
	特別職	6月期	<b>2.25</b> (現行2.15)			4.50	
		12月期	<b>2.25</b> (現行2.30)				

### 4 施行期日〔附則第1項及び第2項〕

公布の日（1及び2については、平成30年4月1日適用）